

事務事業評価シート

No.	事務事業名	所管部課
3	生活つなぎ資金貸付関係費	健康福祉部生活福祉課

事務事業の概要	事務事業の目的		根拠法令等
	急を要する事情のため一時的に生活資金の必要が生じ生活が困難な市民に対し、生活つなぎ資金を貸し付けることにより、市民の生活の安定を図り、住民福祉の向上に資することを目的とする。		<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業の概要	事業の概要	
	【貸付限度額】2万円 【据置期間】なし 【償還期間】4ヶ月以内 【連帯保証人】不要 【所得審査】無し 【対象者】 ①西東京市の住民基本台帳に記録され、市内に3ヶ月以上居住する方 ②満20歳以上の世帯主の方 ③十分な返済能力を有する方 ※以前借りた生活つなぎ資金の返済が未済である場合、破産法の適用を受けている場合(免責決定されている場合は除く)、生活保護を受給者している場合には対象外とする。	【業務フロー】(随時受付) ①申請受付 ②申請内容確認(要件、必要書類確認) ③貸付決定 ④現金にて手渡し ⑤決定通知書及び納入通知書の発行、送付 【その他】 平成27年の条例改正により、これまで8種類あった貸付種別を一時援護資金(限度額:2万円)のみとした。	
事業開始時期	合併以前	実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目		単位	27年度	28年度	29年度	30年度
	事業費(A)				3,690	3,538	5,273
財源	国庫支出金・都支出金		千円				
	地方債						
	内訳 其他 (貸付金元金収入)			3,600	2,927	3,988	2,800
	一般財源			90	611	1,285	1,315
所要人員(B)		人	0.80	0.80	0.70	0.70	
人件費(C)=平均給与×(B)		千円	6,115	5,966	5,363	5,543	
臨時職員賃金等(C')		千円	0	0	0	0	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		千円	9,805	9,504	10,636	9,658	
単位当たりコスト(E)=(D)/(貸付件数)		千円	54	56	61	-	

評価指標	指標名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度
	①貸付件数	実績値	件	183	170	174	
②償還率	実績値	%	81.5	82.4	83.6		
《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①制度改正以降、貸付件数に大きな動きはないが、社会経済情勢の変化によっては件数が増加する可能性がある。 ②生活サポート相談窓口や生活保護の担当ケースワーカーと連携を図り、債権者の生活支援や債権の返済状況の確認を行うことにより、償還率は向上してきている。							

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較(平均値との比較、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	独自の貸付制度のある自治体は、近隣8市中、4市(東久留米市、清瀬市、調布市、西東京市)である。本市は貸付限度額が最も低い。貸付要件や必要書類が整っていれば、一定の面談後に即日貸付けを行っているため、サービス水準は高いと考える。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	目的が類似する事業として、東京都社会福祉協議会における生活福祉資金貸付制度や東京都における母子及び父子福祉資金制度がある。

【一次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の優先度(緊急性)	高い	生活再建に向けた緊急一時的な制度として、欠かせない事業である。
事業の必要性	高い	生活再建に向けた緊急一時的な制度として、欠かせない事業である。
実施主体の妥当性	適正	市以外での実施は難しく、適正と考える。
事業(補助)の対象	適正	制度改正時に貸付けの要件等を見直しており、適正と考える。
事業(補助)の内容	適正	貸付内容、限度額等、適正な内容と考える。
受益者負担	適正	生活再建に向けた無利息の貸付制度であり、適正と考える。
事業コスト	普通	実績を踏まえ予算規模の縮減を図っており、標準的なものとする。
業務負担	多い	未返済者に対する督促業務に係る職員負担が多い。
一次評価	今後の実施に向けた方向性	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	制度改正により、貸付種別を一時援護資金に限定し、申請受付方法を簡略化するなど、事務負担は軽減されている。また、予算措置についても、貸付実績により減額を行っている。今後は、本事業の継続実施に向けて、生活サポート相談窓口の相談員や生活保護の担当ケースワーカー等と連携しながら、貸付金の償還率向上に努め、財源の確保を図る。	

【二次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の優先度(緊急性)	普通	生活再建に向けた緊急一時的な制度として、継続実施が望ましい。
事業の必要性	普通	生活再建に向けた緊急一時的な制度として、必要性は認められる。
実施主体の妥当性	適正	市以外での実施は難しく、適正と考える。
事業(補助)の対象	課題有	償還率が100%でない点は課題と考える。
事業(補助)の内容	適正	貸付内容、限度額等、適正な内容と考える。
受益者負担	適正	生活再建が目的の事業であり、受益者負担を求めるものではない。
事業コスト	高い	効率化を図る必要がある。
業務負担	多い	未返済者に対する督促業務に係る職員負担が多い。
二次評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等	
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	本事業の必要性は認めるところであるが、償還率は80%台に留まっており、一定の改善は図られているものの、督促に伴う業務が職員の負担となっている。現在も申請者の返済能力の有無を確認のうえ、貸付を決定しているが、適切な返済計画の作成支援など、償還率の向上と職員の負担軽減に向けて、引き続き、改善・見直しを図りたい。	

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	
---------------	--